平成２９年（フ）第５３号
北海道北見市留辺蘂町旭３区197番地86
債務者　佐藤　繁則
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
北海道北見市北２条西２丁目13番地１　サンプラザビル４Ｆ、前住所東京都日野市高幡1009番地の７　ＴＩＫビル601
債務者　飛世　昌良
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
山形県飽海郡遊佐町遊佐字南田筋51―13、住民票上の住所山形県飽海郡遊佐町吉出字境田６番地の２
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５２０号
埼玉県和光市下新倉４丁目４番33号　レオネクスト和光102
債務者　八田　麻子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号　１―405
債務者　川久保成子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２２号
埼玉県川口市並木３丁目４番26―602号　中村ビル
債務者　アルクルトさゆり
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４６号
埼玉県新座市野火止８丁目21番２―702号
債務者　井上　賢治
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９７号
さいたま市中央区本町東２丁目６番13号　パールハイツ102号
債務者　大房　嘉治
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１６号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　15号304
債務者　野中　俊行
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１７号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　15号304
債務者　野中あけみ
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３１号
さいたま市北区宮原町２丁目24番地２　カメリアガーデンＢ103
債務者　渡邊万紀子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５６号
埼玉県川口市大字差間206番地
債務者　白川　鈴子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８８８号
埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本805
債務者　勘澤　義治
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
埼玉県越谷市大字下間久里191番地１　越谷北パークホームズ305号
債務者　渡部　純子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
埼玉県三郷市高州２丁目187番地７　グランベルⅡ203
債務者　間中　春菜（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
滋賀県大津市比叡平１丁目41番１―103号、申立時の住所埼玉県所沢市東所沢和田２丁目30番地の６　イーストサンシャイン202
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６０号
埼玉県川越市南台３丁目６番地15（和光マンション202号室）
債務者　金子　正経
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部